

# 宿泊税の制度案に関する主な意見等と県の考え方

## 1. 導入目的、財源確保策に関するもの

○宿泊税を導入する理由は何か。課題解決のための施策は一般財源で実施すべきではないか。ビジネス客が中心の施設には導入するメリットを感じられない。

県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。

これらの施策の実施に当たっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定財源の確保が必要なことから、宿泊税の導入に向けた検討を行っています。

ビジネス客が中心の宿泊施設も、宿泊税を活用したインバウンド対応の強化やデジタル技術の活用により、集客増や生産性の向上を図ることが可能と考えております。また、これまで観光地としての魅力が乏しかった地域でも、新たなコンテンツの造成や、観光地との周遊ルートの開発などにより、地域経済の活性化に繋げることができると考えています。

## 2. 導入による影響に関するもの

○宿泊税を導入すると、宿泊客数が減少するのではないか。

千葉県観光振興財源検討会議における検討の中で、旅行事業者の本県が数百円程度の宿泊税を導入した場合の影響についてアンケートを実施したところ、「影響はない」または「活用方法次第で旅行客は増加する」との回答が合わせて8割を超える結果となりました。

県としては、宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地としていきたいと考えています。

## 3. 導入に関する検討経緯に関するもの

○宿泊事業者の意見はどのように聞いてきたのか。

制度案については、令和6年に実施した宿泊事業者説明会での御意見や、令和7年1月に実施した宿泊事業者アンケート結果を踏まえて検討を行ってきたほか、宿泊事業者の皆様や市町村と意見交換を重ねてきたところです。その結果、当初お示しした制度案から一部見直しを行いました。

県では今後、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。引き続き、宿泊事業者から御意見を伺いながら、検討を深めてまいります。

## 4. 宿泊税の使途に関するもの

○宿泊税については、人材確保・育成やDX化、インバウンド誘致、交通インフラ整備など、宿泊事業者の課題解決に資する取組に活用してほしい。

使途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施

策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。

#### ○宿泊税を活用した施策について、小規模宿泊施設には効果が及ばないのではないかと。

宿泊税を導入して広域的な観光振興を図っていくことは、特定の地域・施設だけではなく、広く県全体に様々な効果が生じるものと考えています。

宿泊税の使途については、様々な事業者が活用できるよう、検討を深めてまいります。

#### ○DMOや観光協会への支援については、専門人材の採用支援だけでなく、地域への定着や継続的な雇用、育成に向けた支援についても検討してほしい。

宿泊税を活用して実施する観光振興施策については、県全域の魅力を高めるために、宿泊事業者や観光事業者、市町村、DMOや観光協会の皆様と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

DMOや観光協会がその役割を継続して担っていくためには、観光に関する豊富な知識や経験を有する専門人材を確保・育成していくことが必要であると考えており、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

### 5. 税制度（税率）に関するもの

#### ○税率については、一律の定額制ではなく、定率制や段階的定額制としてほしい。

特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。

段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。

### 6. 税制度（免税点）に関するもの

#### ○免税点を設定してほしい。

宿泊料金は曜日や季節等により変動するため宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避ける観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを享受している、という公平性の観点から、免税点は設けていません。

### 7. 税制度（課税免除）に関するもの

#### ○なぜ教育旅行や部活動等を課税免除とするのか、民間のクラブチームのスポーツ合宿やスポーツ大会も課税免除としてほしい。

課税免除を行う場合には、課税を不相当とする公益上の事由が必要であり、公益性が明確な対象に限定して行う必要があることから、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえ、教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊を課税免除の対象としています。

なお、スポーツ大会及びスポーツ合宿全般を課税免除の対象とすることは、公益性の確認等が困難なことから、難しいものと考えています。

## **8. 税制度（その他）に関するもの**

### **○小規模・低額宿泊施設は課税対象から除外してほしい。**

宿泊税は、宿泊料金や宿泊施設の規模ではなく、県内に宿泊する行為に着目して、観光振興施策の受益を受ける宿泊者に広く負担を求める制度です。県が実施する観光振興や受入環境整備の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず宿泊者全体に及ぶことから、宿泊者間の公平性の観点を踏まえ、1人1泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。

### **○未就学児の添い寝無料など、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となるのか。**

宿泊料金が発生する宿泊は宿泊者の年齢に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、宿泊料金が発生しない宿泊は宿泊税の課税対象となりません。

## **9. 宿泊税の徴収事務に関するもの**

### **○宿泊税は宿泊料金に含めて徴収してもいいのか、別に徴収しなければならないのか。**

宿泊税の徴収・申告事務手続きについて、具体的に教えてほしい。

宿泊者からの徴収方法について、特段の定めはありません。現地徴収や事前決済等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。

具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

### **○宿泊税は請求書・領収書又は利用明細書等に明記する必要があるのか。**

宿泊者に領収書等を発行する場合、宿泊税の名称とその額が明記されていないと宿泊税額分も消費税の課税対象となることがありますので、明記するようお願いします。

## **10. 導入に向けた宿泊事業者支援に関するもの**

### **○宿泊税導入に伴いシステム改修が必要であるが、補助制度はあるのか。**

宿泊事業者の皆様の業務負担軽減のため、宿泊税を徴収する際に必要なレジシステムの改修に係る費用については、先行自治体の実施状況を参考にしながら、宿泊事業者の皆様になるべく負担が生じない方向で支援策を検討しているところです。